契約条項 P-6262(2)_210118

PC データ消去サービス（オフサイト対応）

1. 本契約において、次のとおり用語を定義します。
   (1)「ハードディスク」とは、本契約対象の記憶装置を意味します。
   (2)「機器」とは、ハードディスクが内蔵された機器を意味します。
   (3)「甲のデータ」とは、ハードディスクに格納された甲のデータを意味します。
   (4)「本サービス」とは、「PC データ消去サービス（オフサイト対応）」をいい、第 3 項で定める乙の作業を意味します。
   (5)「消去作業依頼書」とは、甲が乙に提出する乙所定の依頼書を意味します。
2. 乙は、注文書記載の「本サービス」を、本契約にもとづき実施します。
3. 乙は、次の作業のうち、甲が選択した作業を実施します。なお、当該作業は、乙が指定する場所で実施します。
   (1) ソフトウェア消去
   乙は、専用のソフトウェアを使用し、「ハードディスク」に無意味なデータを上書きすることにより、「甲のデータ」を消去します。
   (2) 磁気消去
   乙は、専用の磁気データ消去装置を使用し、「ハードディスク」に強い磁場を照射することにより、「甲のデータ」の消去を行います。なお、甲は当該消去方法を施した「ハードディスク」は再利用できないことに合意します。
   (3) 物理破壊
   乙は、専用のハードディスク物理破壊装置を使用し、「ハードディスク」を物理的に破壊することにより「ハードディスク」を利用不能にします。
4. 乙は、前項で甲が選択した作業完了後、その作業の完了を証する証明書を甲に発行します。なお、甲が「甲のデータ」を消去、もしくは物理的に破壊したことを証する証明書を求めた場合、別途乙所定の料金を乙に支払うことにより、該当する証明書を甲に発行するものとします。
5. 甲は、「本サービス」の提供を受けるために、「機器」からの「ハードディスク」の取り出し作業を、次のとおり乙に依頼することができるものとします。
   (1) 甲は、乙が指定する場所に「機器」を甲の費用で送付するものとします。
   (2) 乙は前号の「機器」から「ハードディスク」を取り外すものとします。
   (3) 甲は前号の作業に対し、別途乙所定の料金を注文書記載の支払条件にもとづき、乙に支払うものとします。
   (4) 「本サービス」完了後、乙は「機器」を甲の費用負担で甲へ返却または甲の指示に従い処理業者に引渡すものとします。
6. 「本サービス」に着手したにもかかわらず、第 3 項で定める専用のソフトウェア、専用の磁気データ消去装置もしくは専用の物理破壊装置で「本サービス」を実施できない場合、乙は、該当する「ハードディスク」を甲の費用負担で甲に引渡すことにより（前項によるサービスの場合、「機器」を含む）、第 3 項に定める作業に代えるものとします。この場合であっても、甲は「本サービス」の料金を乙に支払うものとします。
7. 本項は第 3 項, 第 5 項および第 6 項に共通して適用します。
   (1) 「機器」の所有権がリース会社等、甲以外の第三者に帰属する場合、甲は、本注文書を乙に交付するまでに甲の責任と費用において、「機器」の所有者に「機器」の搬出および「甲のデータ」を消去することにつき承諾を得ていることを乙に保証します。
   (2) 甲は、第 3 項に定める作業の種類毎に分け、「ハードディスク」（第 5 項によるサービスの場合、「機器」を含む）および「消去作業依頼書」の写しを、乙が指定する場所に送付するものとします。
   (3) 甲は、本契約における「ハードディスク」の乙が指定する場所への送付にかかる費用を負担するものとします。
   (4) 「本サービス」完了後、乙は「ハードディスク」を甲の費用負担で甲へ返却または甲の指示に従い処理業者に引渡すものとします。
   (5) 乙は、「本サービス」完了後、すみやかに甲に通知し、甲は「本サービス」が完了したことを確認のうえ、「作業完了確認証」を乙へ提出するものとします。
   (6) 前号の「終了確認証」の交付をもって、「本サービス」は完了するものとします。
8. 甲が第 3 項に定める作業とは別に「PC ハードディスク取り外しサービス（オンサイト対応）」を契約する場合、注文書に記載するものとし、この場合、乙は甲の指定場所で「機器」から「ハードディスク」を取り外す作業を次の条件で実施します。
   (1) 乙が「PC ハードディスク取り外しサービス（オンサイト対応）」を提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
   (2) 甲は、「機器」の取扱説明書等に記載された適切な設置環境を確保し、派遣された乙の技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を確保します。
9. 第 5 項第 1 号または第 4 号における「機器」もしくは、第 7 項第 2 号または第 4 号における「ハードディスク」の配送中に生じた紛失・盗難等の損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。
10. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「本サービス」の料金を支払うものとします。
11. 甲は、「本サービス」の実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。
12. 本契約にもとづき提供するサービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上